

## 産前産後休暇取得者の定時決定・随時改定における保険者算定について

4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員の報酬額が著しく低くなる場合に配慮するため、「定時決定」において、組合員本人からの申し出により「年間平均による保険者算定」を行うことができます。

また4月から6月までの産前産後休暇を取得している間に固定的給与の変動があり、7月から9月までの間に「随時改定」が行われる場合についても、「年間平均による保険者算定」の対象となります。

**POINT** 本人の意志にかかわらず、出産予定日の時期の違いによって、その後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬に差が生じていることを是正するものです。

### 1 定時決定とは

すでに決定されている共済掛金(保険料)等の計算の基礎となる「標準報酬月額」と、組合員の皆さまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、その年の4月から6月までの報酬をもとに9月からの「標準報酬月額」を決定します。これを「定時決定」といいます。

### 2 定時決定に係る年間平均による保険者算定

その年の4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の内平均額(年平均額)を報酬月額として算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、本人からの申し出により、年平均額を報酬月額として、9月からの標準報酬月額を決定します。

- (1) 適用対象  
令和8年4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員
- (2) 算定方法  
次のアの等級がイの等級を2等級以上下回る場合(ア<イ)

ア 4月から6月までの3月間の報酬の月平均により算出した標準報酬の等級

R8.4	R8.5	R8.6
報酬(基本給+諸手当)		

(報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月は除きます。)

÷3 = 報酬の月額 → 標準報酬の等級表に当てはめる → 標準報酬月額

イ 年間(産前産後休暇開始日の属する月以前12月)で算出した標準報酬の等級

例)産前産後休暇開始日:R8.4.10の場合、産前産後休暇を開始した日の属する月→「R8.4」

R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4
短期給付標準報酬月額											

各月の短期給付の標準報酬月額の合計÷12月=報酬の月額

⇒ 標準報酬の等級表に当てはめる ⇒ 標準報酬月額

### 3 随時改定とは

共済掛金(保険料)の基礎となる「標準報酬月額」は、原則として毎年9月に行われる「定時決定(4月から6月までの報酬の月平均額から算定)」により決定し、次の定時決定までの間変更されません。ただし、昇給等により報酬の額が著しく変動した場合、決定されている標準報酬月額との隔たりを解消するため、「随時改定」が行われます。

#### 随時改定の要件

- ① 固定的給与の変動又は給与体系の変更があったとき
- ② 変動月以降の継続した3か月の報酬の平均額を報酬月額として算定した標準報酬の等級と現在の標準報酬の等級に2等級以上の差があるとき※
- ③ 変動月以降の継続した3か月の支払基礎日数が全て17日以上あるとき

※2等級以上の差が、固定的給与と3か月間の報酬の月平均額のいずれもが増額、又は、いずれもが減額した場合に限り適用します(固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、又はその逆の場合には、随時改定の適用対象とはなりません)。

### 4 随時改定に係る年間平均による保険者算定

その年の7月から9月までの随時改定により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額(年平均額)を報酬月額として算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、本人からの申し出により、年平均額を報酬月額として、標準報酬月額を決定します。

- (1) 適用対象  
令和8年4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員
- (2) 算定方法  
次のアの等級がイの等級を2等級以上下回る場合(ア<イ)

ア 7月から9月までの随時改定により算出した標準報酬の等級

イ 年間(産前産後休暇開始日の属する月以前12月)で算出した標準報酬の等級

### 5 留意事項

・雇用保険の適用を受ける場合は、雇用保険法に規定する育児休業給付金が支給されるため、保険者算定の対象外です。

・年間平均による保険者算定にあたり、産前産後休暇開始日の属する月以前の継続した期間において、標準報酬の月額(横浜市職員共済組合によって定められたものに限る)が定められている月が12月に満たない場合は、保険者算定の対象外です。

例)採用から11か月以内に産休を開始した場合等

・年間平均による保険者算定により標準報酬を決定した場合は、産休又は育児休業終了後、休業の終了時改定等が行われるまでの間、決定した標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されます。

## 支払基礎日数について

その月の報酬支払の基礎となった日数。(勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日(欠勤、無給の休職、無給の休暇等)は除く。報酬の一部が支給されない日(私傷病休職8割支給、減給処分等)は含む。)

### 育児短時間勤務者の場合

- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。

(例):週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合⇒ $15日 \times 3/4$ (端数切上げ)=12日  
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

## 6 申出方法

○様式:『産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書』

様式:『産前産後休業に係る標準報酬随時改定保険者算定申出書』

共済組合WEBサイト【申請書 一覧】からダウンロードしていただくか、各区局共済組合事務担当課から入手してください。

○提出先:区局の共済事務担当課

区局の共済事務担当課にて『標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較(所属所記入欄)(産前産後休業の保険者算定用)』及び『標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る報酬の比較(所属所記入欄)(産前産後休業の保険者算定用)』の記入処理を行い、給与支給機関※に送られます。

給与支給機関において、取りまとめの上、共済組合へ提出します。

※「給与支給機関」とは、市長部局は行財政局労務課、交通局・水道局・医療局病院経営本部・横浜市立大学は各人事課、教育委員会事務局は教職員労務課です。

# 一般組合員標準報酬等級表（令和8年4月1日）

報酬		標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)					掛金額合計/月 (円)	
		短期給付	長期給付				短期掛金①	子ども掛金②	長期給付③		介護掛金④	40歳未満 (①+②+③)	40歳以上 (①+②+③+④)
円以上	円未満	厚生年金 給付	厚生年金 給付	退職等 年金給付				厚生年金 保険料	退職等 年金掛金				
0 ~	63,000	1	※	※	58,000	2,640	2,529	66	8,052	660	455	11,307	11,762
63,000 ~	73,000	2	※	※	68,000	3,090	2,966	78	8,052	660	533	11,756	12,289
73,000 ~	83,000	3	※	※	78,000	3,550	3,402	89	8,052	660	612	12,203	12,815
83,000 ~	93,000	4	1	1	88,000	4,000	3,838	101	8,052	660	690	12,651	13,341
93,000 ~	101,000	5	2	2	98,000	4,450	4,274	112	8,967	735	769	14,088	14,857
101,000 ~	107,000	6	3	3	104,000	4,730	4,536	119	9,516	780	816	14,951	15,767
107,000 ~	114,000	7	4	4	110,000	5,000	4,798	126	10,065	825	863	15,814	16,677
114,000 ~	122,000	8	5	5	118,000	5,360	5,147	135	10,797	885	926	16,964	17,890
122,000 ~	130,000	9	6	6	126,000	5,730	5,496	144	11,529	945	989	18,114	19,103
130,000 ~	138,000	10	7	7	134,000	6,090	5,845	154	12,261	1,005	1,051	19,265	20,316
138,000 ~	146,000	11	8	8	142,000	6,450	6,194	163	12,993	1,065	1,114	20,415	21,529
146,000 ~	155,000	12	9	9	150,000	6,820	6,543	172	13,725	1,125	1,177	21,565	22,742
155,000 ~	165,000	13	10	10	160,000	7,270	6,979	184	14,640	1,200	1,256	23,003	24,259
165,000 ~	175,000	14	11	11	170,000	7,730	7,415	195	15,555	1,275	1,334	24,440	25,774
175,000 ~	185,000	15	12	12	180,000	8,180	7,851	207	16,470	1,350	1,413	25,878	27,291
185,000 ~	195,000	16	13	13	190,000	8,640	8,287	218	17,385	1,425	1,491	27,315	28,806
195,000 ~	210,000	17	14	14	200,000	9,090	8,724	230	18,300	1,500	1,570	28,754	30,324
210,000 ~	230,000	18	15	15	220,000	10,000	9,596	253	20,130	1,650	1,727	31,629	33,356
230,000 ~	250,000	19	16	16	240,000	10,910	10,468	276	21,960	1,800	1,884	34,504	36,388
250,000 ~	270,000	20	17	17	260,000	11,820	11,341	299	23,790	1,950	2,041	37,380	39,421
270,000 ~	290,000	21	18	18	280,000	12,730	12,213	322	25,620	2,100	2,198	40,255	42,453
290,000 ~	310,000	22	19	19	300,000	13,640	13,086	345	27,450	2,250	2,355	43,131	45,486
310,000 ~	330,000	23	20	20	320,000	14,550	13,958	368	29,280	2,400	2,512	46,006	48,518
330,000 ~	350,000	24	21	21	340,000	15,450	14,830	391	31,110	2,550	2,669	48,881	51,550
350,000 ~	370,000	25	22	22	360,000	16,360	15,703	414	32,940	2,700	2,826	51,757	54,583
370,000 ~	395,000	26	23	23	380,000	17,270	16,575	437	34,770	2,850	2,983	54,632	57,615
395,000 ~	425,000	27	24	24	410,000	18,640	17,884	471	37,515	3,075	3,218	58,945	62,163
425,000 ~	455,000	28	25	25	440,000	20,000	19,192	506	40,260	3,300	3,454	63,258	66,712
455,000 ~	485,000	29	26	26	470,000	21,360	20,501	540	43,005	3,525	3,689	67,571	71,260
485,000 ~	515,000	30	27	27	500,000	22,730	21,810	575	45,750	3,750	3,925	71,885	75,810
515,000 ~	545,000	31	28	28	530,000	24,090	23,118	609	48,495	3,975	4,160	76,197	80,357
545,000 ~	575,000	32	29	29	560,000	25,450	24,427	644	51,240	4,200	4,396	80,511	84,907
575,000 ~	605,000	33	30	30	590,000	26,820	25,735	678	53,985	4,425	4,631	84,823	89,454
605,000 ~	635,000	34	31	31	620,000	28,180	27,044	713	56,730	4,650	4,867	89,137	94,004
635,000 ~	665,000	35	32	32	650,000	29,550	28,353	747	59,475	4,875	5,102	93,450	98,552
665,000 ~	695,000	36	※	※	680,000	30,910	29,661	782	59,475	4,875	5,338	94,793	100,131
695,000 ~	730,000	37	※	※	710,000	32,270	30,970	816	59,475	4,875	5,573	96,136	101,709
730,000 ~	770,000	38	※	※	750,000	34,090	32,715	862	59,475	4,875	5,887	97,927	103,814
770,000 ~	810,000	39	※	※	790,000	35,910	34,459	908	59,475	4,875	6,201	99,717	105,918
810,000 ~	855,000	40	※	※	830,000	37,730	36,204	954	59,475	4,875	6,515	101,508	108,023
855,000 ~	905,000	41	※	※	880,000	40,000	38,385	1,012	59,475	4,875	6,908	103,747	110,655
905,000 ~	955,000	42	※	※	930,000	42,270	40,566	1,069	59,475	4,875	7,300	105,985	113,285
955,000 ~	1,005,000	43	※	※	980,000	44,550	42,747	1,127	59,475	4,875	7,693	108,224	115,917
1,005,000 ~	1,055,000	44	※	※	1,030,000	46,820	44,928	1,184	59,475	4,875	8,085	110,462	118,547
1,055,000 ~	1,115,000	45	※	※	1,090,000	49,550	47,545	1,253	59,475	4,875	8,556	113,148	121,704
1,115,000 ~	1,175,000	46	※	※	1,150,000	52,270	50,163	1,322	59,475	4,875	9,027	115,835	124,862
1,175,000 ~	1,235,000	47	※	※	1,210,000	55,000	52,780	1,391	59,475	4,875	9,498	118,521	128,019
1,235,000 ~	1,295,000	48	※	※	1,270,000	57,730	55,397	1,460	59,475	4,875	9,969	121,207	131,176
1,295,000 ~	1,355,000	49	※	※	1,330,000	60,450	58,014	1,529	59,475	4,875	10,440	123,893	134,333
1,355,000 ~		50	※	※	1,390,000	63,180	60,631	1,598	59,475	4,875	10,911	126,579	137,490

※ 長期給付は、報酬が83,000円未満の場合も、1等級（標準報酬月額88,000円、標準報酬日額4,000円）です。また、報酬が665,000円以上の場合も、32等級（標準報酬月額650,000円、標準報酬日額29,550円）です。

※ 後期高齢者医療の被保険者は、短期掛金の内、「育児・介護休業手当金」及び「退職等年金掛金」に係る掛金率を適用します。